

市職員の不適正な事務処理等に関する
調査特別委員会

中間報告書（第2回）

令和6年10月4日

延岡市議会
市職員の不適正な事務処理等に関する調査特別委員会

本特別委員会においては、9月定例会中に最終報告を行うべく鋭意調査を進めてきたが、最終段階の読谷山市長に対する証人尋問が双方の日程の調整が付かず今期定例会中に実施できないなど、現時点で最終報告を行うまでに至っていないことから、今回の中間報告では、特に報告を行う必要がある事項のみの報告を行うこととし、中間報告以降の委員会の活動状況も含めた最終的な報告については、後日、改めて行うこととしたい。

【中間報告事項】

1. 総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項

総務部総務課職員による公物の窃取に関する事項についての調査結果については、令和6年3月22日付けで中間報告を行っており、概ねの調査結果についての報告は終了している。一方で中間報告において、下記の2項目については、市長の認識等を確認すべきとしていた。

【中間報告書 P19】

このうち「管理監督者Cが本事案を保留する理由とした令和4年度の総務課広報広聴係の状況」に関する記述で「さらに、当時の広報広聴係長に関しては、休日や夜間も含め市長からの業務上の直接の指示を受けて対応していたことが多かったと」の証言が複数の証人からあり、また、そのような状態を負担に感じた同係長が管理監督者Cに対して、このような形はやめて欲しいとの申し出を行い、管理監督者Cが市長に対して、同係長への直接の指示をやめて欲しいとの具申を行った結果、市長から同係長への直接の指示は行われなくなったとの証言も得ている。ただし、これらの証言内容については、現時点において、もう一方の当事者である市長に対して、真偽や意図などの確認を行っていないため、今後、委員会の最終報告に向けて、確認が必要な事項であると考え。

【中間報告書 P18】

「令和5年4月1日付け人事異動により、管理監督者Cは昇任の上、他部署に異動したが、職務上、人事異動の意思決定の過程に携わる管理監督者Dは、管理監督者Cの昇任と異動を容認すると共に、本事案の発生と管理監督者Cのその時点までの対応状況について、市長、副市長へは報告を行わなかった。したがって、人事異動の最終決裁者である市長は、本事案の発生を知らずに人事異動の決裁を行ったと推察される。」と記述されているが、再度確認が必要であると考え。

前述のとおり、今後、改めて、他の事項に関することも含めて、市長に対する尋問を行い、上記事項も含めた市長の認識を確認した上で、最終報告を行うこととしたい。

なお、本件公物の窃取に関する事項に関する証人尋問を行う中で、市長が体調不良の女性職員に対して「年齢的に更年期という状態でそうなのではないか」との旨の発言を行ったとされる証言を得ている。

本件については、令和6年6月定例会の一般質問の答弁において、市長がそのような発言を行ったことを否定し、その後、質問を行った議員に対して文書で抗議と発言の取消を求める事態となっている。

この発言に関しても、改めて、市長への確認が必要である事項と考えるが、議会の尊厳と発言を行った議員の名誉にかかわる問題であると考えるので、敢えてこの場で報告することとする。

2. 上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成及び地方公営企業法施行令に違反した随意契約の締結に関する事項

(1) 市当局の発表事項（令和5年8月10日）

令和5年8月10日に市当局が市議会（全員協議会）及び報道関係者並びに市ホームページで公表した事項は以下のとおりである。（関係部分【事案2】の（1）の事案の概要のみを掲載）

〈令和5年8月10日市当局発表事項〉※抜粋

【事案2】(1)上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成

■事案の概要

上下水道局職員が、令和4年8月29日（月）に行われた公共柵設置工事（予定価格50万円程度）に関し、当該工事の施工者との契約事務手続きを行わないまま、当該工事を施工させ、かつ、令和5年3月に、虚偽の工事設計書や見積結果表、契約書を作成し、あたかも真正な契約手続きが行われていたものと装い、さらに、工事代金の支払い事務を進めるため、虚偽の検査調書を作成し、また現場写真を変造して、証拠書類として添付した。

(2) 本特別委員会における調査について（令和6年10月4日現在）

本特別委員会では、本事案についてこれまで13人の証人に対する尋問を行うなど調査を進めているが、調査が完全に終了していないことから、詳細な経緯等を含めた最終報告は後日、改めて行うこととしたい。

しかしながら、本事案に係る「工事代金の支払い」については、現時点で報告を行う必要があると考えるため、今回は、その点に絞った報告のみを行うこととする。

【経緯について】

詳細な経緯等は次回の報告で触れることとするが、本事案については、地権者が自身の会社が所有する土地に公共柵を設置することを市に要望したことが発端である。

このうち公共柵の設置は通常、市が工事を行い設置するものであるが、地権者は市が発注する公共柵の設置業者を同一場所で施工する上水道工事（市の工事ではなく、地権者自身が発注）を施工する特定の業者（以下「業者①」とする。）に行わせるよう市の担当者に強く要望した。

市の公共工事の発注業者については、当然のことながら入札等の手続により公平・公正に決定されるべきものであったが、対応した当該工事の担当者及びその上位職（以下「担当者」とする。）は断ることができず、その後、工事請負契約が締結されないまま、令和4年8月29日（月）に、業者①の下請け業者（以下「業者②」とする。）によって、公共柵設置工事が施工された。

そもそも業者①は、本市の下水道工事の指名登録業者名簿に登録されておらず、通常の契約手続きでは工事請負契約を締結することができない状況にあったが、市の担当者はやむを得ず業者①と工事請負契約を締結する方法を模索した。

そのなかで経験上、公共柵を単体で設置しても通常は30万円～40万円程度であることや、工事施工前の業者②による概算の工事金額が「50万円は超えないだろう」との発言、さらに実際に現場を見て、本件工事契約について「予定価格が50万円を超えないので、随意契約の相手方は自己の部署で選定できる」との判断が大きな影響を与えていた。

一方で、現場で実際に工事を行った業者②は、工事終了後2か月以上経過した後に、元請業者である業者①に対して工事代金として「税抜き466,000円」、「税込み512,600円」の金額を提示した。

業者②からの提示を受けた業者①は、「税込み512,600円」の金額の端数を整理した「520,000円」を税抜金額として、「税込み572,000円」の見積書を市に対して提出した。

業者①から50万円を超える見積書を受領した担当者は、業者①に対する見積書の修正と再提出を依頼したが、結局、業者①の見積金額は「税込み572,000円」のまま変わらなかった。

その後、業者①とは「税込み572,000円」での契約は行えないと判断した担当者は、市当局の発表のとおり、下水道工事の指名登録業者名簿に登録されている業者②と通常の契約手続きを装い「税込み572,000円」で契約を締結したが、工事代金の支払い手続きの段階で、虚偽公文書作成、行使が指摘されている。

また市当局においては、令和5年度に入り、本事案を公表しないまま業者②の協力を得ながら実際の工事数量等を把握した上で、本件工事に関する正当な設計額の積算を行ったところ、「税抜き 435,000 円」、「税込み 478,500 円」との結果を得ているが、本事案の発覚等もあり、支払いは行われていない状況となっている。

【工事代金の支払いについて】

本委員会は、これまでの調査で「実際に施工したのは業者②である」、「虚偽公文書作成及び行使によるものであるが、市と業者②との工事請負契約が締結されている。」、「現時点においても、市から業者②に対して工事代金が支払われていない」、また、工事代金としては、いずれも税込みで「(A) 572,000 円」、「(B) 512,600 円」、「(C) 478,500 円」の3つの金額が存在していることを確認している。

この金額に関して、違法な手続きにより締結されたとはいえ、現行の契約金額 (A)、業者②が実際に工事代金として受領しようとしていた金額 (B)、市が実際の工事数量を把握しながら積算した金額 (C)、それぞれが一定の根拠等を有していることも確認している。

ただし、公共柵の設置は、前述の上水道工事と同時に施工されたことから、掘削や埋め戻しなど両工事に共通する費用の按分が行われているかを確認、考慮する必要がある。

結論として、本委員会としては、完工から2年以上も工事代金が未払いである状況を1日も早く解消する必要があることや、場合によっては、支払い遅延金が発生することも危惧されることから、まずは、市当局に対して、実際に工事を施工した業者②に対する早急な工事代金の支払いを、顧問弁護士の助言を仰ぎながら行うよう強く求めたい。

なお、市当局においては、本年度に入り契約金額 572,000 円を改めて請求した業者②に対して、文書により「本件契約に関する契約内容、支払額等については、警察・検察による捜査、検察により裁判所に立件された場合はその司法判断及び延岡市議会の「100 条委員会」による調査結果を踏まえて、決定することとなりますので、ご了承の程、宜しくお願いたします。」と通知しているとのことであるが、これは責任のすり替えではないかと思われる。

本件工事代金の支払いに関して、「司法判断」は、虚偽公文書偽造などの刑事事件について行われるものであり、100 条委員会においても「正当な工事金額がいくらであるか」の判断は行われないと考えるので、その意味からも、業者②との協議などにより民事的な解決方法による早急な工事代金の支払いを求めることを申し添える。

以上、上下水道局職員による契約事務手続きに係る虚偽公文書作成に関して、現時点で報告が必要な事項についての報告とするが、今後、引き続き調査を行った上で、事案の詳細な経過等について最終報告を行うこととしたい。